

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当行は、「紀陽フィナンシャルグループの経営理念」(後述)を具現化するため、あらゆるステークホルダーの立場をふまえた透明・公正かつ迅速・果敢な経営の意思決定をはじめとする「コーポレートガバナンスの充実」を、経営上の重要課題として位置づけ、継続的に取り組めます。

この実践に向けて、あらゆる企業活動の基本方針として「紀陽フィナンシャルグループの誓い」を制定し、当行の使命として、総合金融サービスの提供を通じ地域社会の繁栄に貢献することを「お客様」、「株主」及び「地域社会」に誓うとともに、「紀陽フィナンシャルグループ行動憲章」を制定し、全役職員が地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、共通の倫理観や価値観を持ち、コンプライアンスを重視する企業風土の醸成に努めます。

当行は、組織形態として監査役会設置会社を選択しており、取締役会が適切な監督機能を発揮するとともに、監査役会による監査機能を有効に活用することでコーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。また、複数の社外役員選任を通じて経営の客観性及び中立性の確保にも努めております。

【紀陽フィナンシャルグループの経営理念】

地域経済の発展に貢献する地域金融グループとして、お客様のニーズに対して高度かつきめ細やかな総合的金融サービス企業を目指します。

当行は、これらを実践すべく、株式会社東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨を踏まえ、当行の役職員が最良のコーポレートガバナンスを実現するための行動指針として、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を新たに制定し、当行ホームページにて公表しております。

《コーポレートガバナンス・ガイドライン》

(<http://www.kiyobank.co.jp/investors/ir/merger/pdf/guideline.pdf>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則3-1 情報開示の充実】

(5) 取締役・監査役候補の個々の選任・指名についての説明

現在、社外取締役・社外監査役候補者以外の取締役・監査役候補者に関する個々の選任・指名理由を開示しておりませんが、来年度の「株主総会招集ご通知」より、全取締役・監査役候補者に対する個々の選任理由を開示する方針です。

なお、現在の社外取締役・社外監査役の個々の選任理由については、本報告書【取締役関係】【監査役関係】会社との関係(2)」に記載しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

現在、独立社外取締役1名が選任されており、社外監査役(3名)とともに、経営に対する客観的かつ中立的な監督機能を確保しております。今後、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性向上に努めるべく、必要な資質を備えた独立社外取締役の増員を検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価及びその結果の概要の開示】

現在、取締役会全体の実効性についての分析・評価は実施しておりませんが、新たに制定した「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第21条において、「取締役会の実効性についての分析・評価」について定めております。なお、当該条項にもとづき、来年度より取締役会全体の実効性の分析・評価を実施し、その結果の概要を開示する予定です。

《コーポレートガバナンス・ガイドライン》

(<http://www.kiyobank.co.jp/investors/ir/merger/pdf/guideline.pdf>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当行の政策保有株式に関する方針、ならびに政策保有株式に係る議決権行使基準は以下のとおりです。

- ・政策保有株式については、地域金融機関としての「経営戦略上の必要性」や「取引先に対する営業戦略上の必要性」を重視して、その保有意義が認められる場合に限り保有する。
- ・取締役会は、主要な政策保有株式について、リスク・リターンを踏まえた中長期的な経済合理性や保有先との総合的な取引関係等の保有意義を定期的に検証したうえで、政策保有先毎に策定した保有方針に沿って、保有の可否を判断する。
- ・議決権行使にあたっては、政策保有先の経営状況やガバナンスなどを考慮し、中長期的な企業価値向上の観点から、総合的に賛否を判断する。なお、株式価値を毀損する可能性のある議案に対しては、当該企業との対話等を通じて賛否を判断する。

(コーポレートガバナンス・ガイドライン第7条(政策保有株式))

【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役の競業取引および取締役と銀行間の自己取引・利益相反取引については、取締役会の承認決議を要するものとする。

また、取締役会で承認された取引についての重要な事実を取締役に報告するものとする。

(コーポレートガバナンス・ガイドライン第8条(関連当事者間の取引))

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当行では経営理念や中期経営計画を策定し、当行ホームページにて公表しております。なお、「紀陽フィナンシャルグループの経営理念」については、本報告書「1. 基本的な考え方」にも記載しております。

《経営理念等》

(http://www.kiyobank.co.jp/investors/financial_group/logo.html)

《経営計画(第4次中期経営計画)》

(http://www.kiyobank.co.jp/investors/ir/merger/pdf/merger_plan_4th_mid.pdf)

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しております。また基本方針については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

《コーポレートガバナンス・ガイドライン》

(<http://www.kiyobank.co.jp/investors/ir/merger/pdf/guideline.pdf>)

(3)取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当行の取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続は以下の通りです。

- ・役員の報酬については、株主総会で定められた報酬月額限度額の範囲内で、取締役については独立社外取締役が出席する取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の協議により決定する。
- ・取締役(社外取締役を除く)の報酬体系は、役位などによる固定報酬部分、取締役会で予め定めた経営指標の達成率や担当部門別の業績により決定される業績連動報酬部分及び株式報酬型ストック・オプションとする。
- ・監査役及び社外役員の報酬体系は、固定報酬部分のみとする。

(コーポレートガバナンス・ガイドライン第25条(取締役等の報酬))

(4)取締役・監査役候補等の指名を行うに当たっての方針と手続

当行の取締役・監査役候補等の指名を行うに当たっての方針と手続は以下の通りです。

- ・取締役は以下の要件を充足する者とし、新任取締役候補者については、独立社外取締役が出席する取締役会にて決定する。
 - (a)優れた人格、見識、能力及び豊富な経験を有していなければならない。
 - (b)高い倫理観をもち、法令等遵守に関し誠実にかつ率先垂範して取り組むとともに、善良なる管理者の注意をもってその職務を遂行しなければならない。
 - (c)定款ならびに株主総会の決議を遵守し、当行のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
- (コーポレートガバナンス・ガイドライン第13条(取締役の資格・指名手続))
- ・監査役は以下の要件を充足する者とし、新任監査役候補者については、監査役会の同意を得たうえで、独立社外取締役が出席する取締役会にて決定する。
 - (a)優れた人格、見識、能力及び豊富な経験を有していなければならない。監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければならない。
 - (b)高い倫理観をもち、法令等遵守に関し誠実にかつ率先垂範して取り組むとともに、善良なる管理者の注意をもってその職務を遂行しなければならない。
 - (c)定款ならびに株主総会の決議を遵守し、当行のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
- (コーポレートガバナンス・ガイドライン第14条(監査役の資格・指名手続))

【補充原則4-1-1 取締役会から経営陣への委任の範囲】

取締役会は、法令や定款、取締役会規程において定める事項を除く当行の業務執行における権限を、取締役頭取をはじめとする経営陣に委任しております。また、委任の範囲については「職務権限規程」で適切かつ明確に定め、取締役会はその実施状況を監督しております。

(コーポレートガバナンス・ガイドライン第15条(取締役及び取締役会の役割・責務))

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役候補の選任にあたっては、職務の執行に必要な知見・経験や能力を有し、かつ、会社法に定める社外取締役の要件を満たしていることに加え、当行の事業課題に対する積極的な提言や問題提起、経営の監督機能を発揮するため、当行からの独立性の確保を重視しており、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提とした、当行の独立性判断基準を定めております。独立性基準の詳細については、本報告書「[独立役員関係]その他独立役員に関する事項」、もしくは当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「第20条(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)」をご参照ください。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会の実効性を確保するため、定款で定める20名以内で必要人数の取締役を選任するとともに、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性を確保するため、取締役会は、当行の業務に精通した「社内取締役」と、社外での豊富な経験と知見を有し、独立した客観的な立場から実効性の高い監督を行う「社外取締役」で構成しております。

(コーポレートガバナンス・ガイドライン第12条(取締役会の構成))

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況】

取締役・監査役の重要な兼職の状況については、当行ホームページにて公表しております「株主総会招集ご通知」の「事業報告 2. 会社役員(取締役・監査役)に関する事項」に掲載しておりますのでご参照ください。

(http://www.kiyobank.co.jp/investors/ir/meeting/pdf/205_a.pdf)

なお、現在、他の上場会社の役員の兼職はございません。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役・監査役の就任時に、上場会社の取締役・監査役として期待される役割・責務・関連法令およびコンプライアンスに関する知識習得を目的とする研修を実施するとともに、就任後にも定期的に研修を実施し、変化する社会情勢や法令等に適合した高度な倫理意識を醸成するよう努めております。また、自己研鑽を奨励し、必要に応じて外部機関が提供する機会の提供・斡旋を行うとともに、その必要費用について広く支援を行っております。

なお、新任の社外取締役および社外監査役に対しては、当行の経営理念や経営戦略、業務内容などの知識を習得する機会も提供しております。

(コーポレートガバナンス・ガイドライン第24条(取締役・監査役のトレーニング))

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主・投資家との双方向の建設的な対話を促進し、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、以下の方針を定めております。

- (1) IRを担当する経営企画部担当役員が、株主との対話に係る業務全般を総括し、適切な情報共有など対話を補助する他部署との緊密な連携を確保する。
 - (2) 株主総会や個別面談以外に、株主や機関投資家向けの決算説明会等を定期的で開催し、株主・投資家とのより緊密なコミュニケーションの充実に努める。
 - (3) 株主・投資家との対話において把握された当行に対する意見や懸念をとりまとめ、その重要性や性質に応じて、適宜、経営陣や取締役会に報告する。
 - (4) 株主・投資家との対話に際しては、「内部者取引(インサイダー取引)の未然防止」に関する行内規程に従い、情報管理の徹底に努める。
- (コーポレートガバナンス・ガイドライン第26条(株主との建設的な対話に関する方針))

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,061,500	2.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,836,900	2.50
紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会	1,799,845	2.45
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	1,467,099	1.99
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,200,006	1.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,150,300	1.56
株式会社湊組	1,043,465	1.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	851,800	1.16
株式会社島精機製作所	839,624	1.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	800,600	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明 更新

上記資本構成は平成27年9月末の状況。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特になし

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
水野八朗	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水野八朗	○	現職の弁護士。なお、当該社外取締役を独立役員に選任している。	弁護士としての豊富な経験と見識を有しており、企業経営の健全性の確保、コンプライアンス経営の推進について指導いただくため。なお、当該社外取締役と当行間には、過去から顧問契約等の契約関係はなく、また株主との利益相反のおそれのない、独立した立場からの監督を行い得る社外取締役であり、独立役員に指定することについて、適任と判断するもの。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名

監査役の人数	5名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は会計監査人と定期的な会合をもち、会計監査人による監査計画や監査重点項目について協議するなど緊密な連携を図っております。
 また、必要に応じて会計監査人の往査や監査講評に立ち会うほか、会計監査人の監査実施状況について報告を求めることとしております。
 当行の内部監査部門である業務監査部は、被監査部門である企画・推進部門およびリスク管理、コンプライアンス、総務、事務管理部門とは独立した組織であり、実施した監査結果については監査役会に報告するなど、監査役会と内部監査部門とは連携を密にしております。
 また、監査役会は、必要に応じ特定事項に関する監査の実施を求めることができることとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
松川雅典	弁護士														
大平勝之	その他														
山野裕	他の会社の出身者														

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松川雅典		現職の弁護士	弁護士としての豊富な経験と見識を活かし、経営判断の原則や取締役の忠実義務等、コンプライアンス面から、客観的・中立的な監査をいただくため。
大平勝之		元 和歌山県信用保証協会理事長	和歌山県出納長、和歌山県信用保証協会理事長及び関西国際空港株式会社監査役等を歴任しており、幅広い財務・会計に関する見識を活かし、客観的・中立的な監査をいただくため。
山野裕		元 上場企業の取締役(10年間)	南海電気鉄道株式会社の経理部長等を7年間担当後、同社代表取締役専務等を歴任しており、経営者としての豊富な経験と幅広い財務・会計に関する見識を活かし、客観的・中立的な監査をいただくため。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	1名
---	----

その他独立役員に関する事項

コーポレートガバナンス・ガイドライン第20条(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)において、以下の通り、定めております。

- ・社外取締役候補の選任にあたっては、職務の執行に必要な知見・経験や能力を有し、かつ、会社法に定める社外取締役の要件を満たしていることに加え、当行の事業課題に対する積極的な提言や問題提起、経営の監督機能を発揮するため、当行からの独立性の確保を重視する。
- ・当行は、社外役員(社外取締役および社外監査役)の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提とした、当行の独立性判断基準を以下のとおり定める。

＜社外役員の独立性に関する判断基準＞

当行における社外役員(社外取締役および社外監査役)候補者は、現在および原則として過去3年において、次のいずれの要件にも該当しない者であることを必要とする。

- (1) 当行を主要な取引先(※1)とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
 - (2) 当行の主要な取引先(※2)、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
 - (3) 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等
 - (4) 当行を主要な取引先(※1)とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所の社員等
 - (5) 当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
 - (6) 当行の主要株主(※3)またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
 - (7) 次に掲げる者(重要(※4)でない者を除く)の近親者(※5)
- A) 上記(1)～(6)に該当する者
 B) 当行またはその子会社の取締役、監査役、執行役員等および重要な使用人等
- ※1 当行から当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払いを受けた先
 ※2 当行に対して当行の直近事業年度の連結業務粗利益の2%以上の支払いを行った先
 ※3 議決権所有割合10%以上の株主
 ※4 会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士
 ※5 二親等以内の親族

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当行においては、取締役の業績及び企業価値への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を従来以上に高めることを目的として、取締役(社外取締役を除く)に対して、株式報酬型ストックオプション制度を平成27年6月より導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)の他、執行役員に対しても同様の理由で同制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書に全取締役及び全監査役の報酬の総額開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当行の取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続は以下の通りです。

- ・役員の報酬については、株主総会で定められた報酬月額限度額の範囲内で、取締役については独立社外取締役が出席する取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の協議により決定する。
- ・取締役(社外取締役を除く)の報酬体系は、役位などによる固定報酬部分、取締役会で予め定めた経営指標の達成率や担当部門別の業績により決定される業績連動報酬部分及び株式報酬型ストック・オプションとする。
- ・監査役及び社外役員の報酬体系は、固定報酬部分のみとする。

(コーポレートガバナンス・ガイドライン第25条(取締役等の報酬))

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会および経営会議の開催にあたり、事前に付議資料の配布を行ったうえで、随時、説明・報告を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 現状の体制の概要

当行は監査役会設置会社形態を採用しております。また、社外取締役(1名、独立役員)ならびに社外監査役(3名)が選任されており、経営の客観性および中立性の確保に努めております。社外取締役と監査役会、ならびに内部監査部門が連携することにより、監査役会の機能を有効に活用しながら、経営に関する監督機能の強化を図っております。

(2) 各種委員会

- ・法令等遵守委員会
違法経営の徹底と行内における法令等遵守意識の向上をより進めていくために、コンプライアンス・プログラムの制定等にかかる協議を行っております。
- ・リスク管理委員会
当行グループ全体のリスク管理の観点から各種リスク管理体制を総合的に把握・認識し、適切な対応策を協議のうえ、取締役会への答申・報告を行っております。
また、リスク管理部門および業務執行部門に対する牽制を行い、リスクの種類、程度に応じたリスク管理体制が適切かつ有効に機能しているかチェックを行っております。
- ・コンプライアンス委員会
社外の有識者を中心として構成し、グループ各社があらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実かつ正直な事業活動を遂行するため、コンプライアンスに関する取り組みについて客観的な評価を得ながら、協議を行っております。
なお、社外取締役(独立役員)が同委員会の委員長を務めております。
- ・経営諮問委員会(アドバイザリーボード)
社外の有識者を構成員とし、経営に対する客観的評価と助言を得ております。
- ・ALM戦略委員会
当行及び関連会社の経営資源の最適配分を目的に、リスクとリターン観点から、資産及び負債に関する各種ポートフォリオの運営管理等に関する協議を行っております。

(3) 監査役の機能強化に関する取組状況

- ・監査役監査の機能を円滑に発揮するため、監査役室に専任者を配置しております。
- ・監査役は会計監査人と定期的な会合をもち、監査計画について協議する等、緊密な連携を図っております。
- ・当行の社外監査役3名は、法律専門家である社外監査役1名、財務・会計に関する知見を有する社外監査役1名、地元の社会状況・経済状況に通じた社外監査役1名で構成されており、当行が金融機関として株主・投資家の信頼を確保するために、公正中立な立場から助言・指導を得ております。

(4) 会計監査人の状況

当行は有限責任あずさ監査法人との監査契約を締結しております。当行の会計監査業務を執行した当該監査法人に所属する公認会計士の氏名は以下のとおりです。

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 新田東平

指定有限責任社員 業務執行社員 奥田賢

指定有限責任社員 業務執行社員 秋宗 勝彦

(5) 責任限定契約(会社法第427条第1項に規定する契約)の締結

当行と社外取締役ならびに社外監査役との間で、社外取締役ならびに社外監査役が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現時点においては、取締役会および監査役会を中心とした枠組みによって、コーポレート・ガバナンスを強化していくことが望ましいと判断しております。また、社外取締役(1名、独立役員)ならびに社外監査役(3名)を選任しており、経営の客観性および中立性については確保されているものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法(インターネット)による議決権行使が可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家さまには、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的にあナリスト・機関投資家向けにIR説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR説明会資料および動画をホームページに掲載しております。また、決算短信等決算情報、適時開示資料、その他プレスリリース資料、ディスクロージャー誌等をホームページに掲載しております。	
IRIに関する部署(担当者)の設置	経営企画部に担当者(兼務)を配置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業の基本方針として「紀陽フィナンシャルグループの誓い」を規程化し、地域総合金融グループとしての使命を果たし、ステークホルダーから信頼される企業になりうることを宣誓しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域金融機関として地域社会に貢献するために環境保全活動やCSR活動に積極的に取り組んでおります。和歌山県「企業の森」事業や熊野古道参詣道の道普請活動への参加に加えて、各営業店ではそれぞれの地域ごとに清掃活動などの地域貢献活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「紀陽フィナンシャルグループの誓い」の中で、「透明性のある経営に徹し、株主・投資家等に対して経営情報を公正かつ適時適切に公開すること」を規定しております。
その他	<p><女性活躍推進に向けた取組みについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成27年1月 ダイバーシティ推進室を設置いたしました。仕事と家庭の両立、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた諸制度、環境の整備に取り組んでおります。 ○平成27年4月 人事制度を改定し、女性行員についてもキャリアプランに応じた柔軟な登用が可能な体系を整備いたしました。 ○平成27年3月末現在、役席クラス以上の行員に占める女性の割合は14%となっていますが、役員への女性の登用はありません。 <p>また、リテール営業担当、法人営業担当、融資担当に女性行員を積極的に起用し、職域の拡大を図っており、平成27年3月末現在、営業担当者および融資担当者に占める女性の割合は43%となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまでに取り組んだ主な施策は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業者の早期復帰を支援するため、育児休業中の行員同士が交流できる「カジュアルミーティング」を従業員組合と共催で開催。また、自宅学習ができる「自己啓発支援システム」の内容の充実に努めております。 ・保育料補助制度の新設、育児短時間勤務制度の拡充など仕事と家庭の両立支援に向けた諸制度の整備を図っております。 ・女性管理職に対するマネジメント力の向上や、女性管理職候補者のキャリアプラン醸成を目的とした階層別研修を実施しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 内部統制システム構築の基本方針

(a) 当行及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当行及びグループ会社の全役員による法令・定款の遵守を徹底するため、次の措置をとる。

イ) 「紀陽フィナンシャルグループの誓い」「紀陽フィナンシャルグループ行動憲章」「紀陽フィナンシャルグループ役員行動規範」に基づき、紀陽フィナンシャルグループのコンプライアンスの取り組みについて、当行及びグループ会社の全役員への浸透を図る。

ロ) 当行の「法令等遵守規程」に基づき、紀陽フィナンシャルグループの法令等遵守に関する重要な事項を協議するため、原則毎月、「法令等遵守委員会」を開催する。

ハ) 当行の各部門におけるコンプライアンスの取り組みを徹底するため、法令等遵守責任者を配置する。

ニ) 「紀陽フィナンシャルグループ行動憲章」において「地域社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。」と定め、反社会的勢力に対しては「反社会的勢力等対応規程」において、組織としての対応方針を明確にする。

ホ) 当行は、法令違反や不正行為などのコンプライアンス違反の発生またはその恐れのある行為等を早期に発見し是正するため、当行及びグループ会社の役員が不利な取扱いを受けることなく通報できる内部通報制度「相談・通知制度」を運用する。

(b) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制整備のため、文書管理に関する規程を定め、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。

(c) 当行及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行及びグループ会社の適切なリスク管理体制の整備のために次の措置をとる。

イ) 当行が管理すべきリスクを明らかにし、多様なリスクを一元的に管理運営するため、「リスク管理規程」を策定する。

ロ) 当行グループ全体のリスクを総合的に把握、認識し、適切な対応策を協議するとともに、リスク管理体制が適切かつ有効に機能しているかをチェックするため、リスク管理委員会を設置する。

ハ) 緊急事態の発生に伴う混乱を回避し、当行及びグループ会社の役員、顧客等来訪者の安全ならびに営業の継続を確保することを目的として、緊急事態が発生した場合の基本的な対策である「緊急時対策基本規程」を定める。

(d) 当行及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制整備のため、次の措置をとる。

イ) 当行は、当行及びグループ会社の役員職務の執行が効率的になされるよう、当行及びグループ会社がそれぞれの職務分掌及び職務権限規程等の組織規程を定める等の体制を構築する。

ロ) 当行の各部門間の有効な連携、相互牽制の確保のため、重要事項について協議する経営会議、各種委員会等の有効な活用を行う。

ハ) 当行の取締役会は、全行的な目標として中期経営計画及び年度事業計画を策定するとともに、その進捗状況について報告を受ける。

(e) 当行及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は、紀陽フィナンシャルグループの中核会社として、当行及びグループ会社が業務の適正を確保するための体制整備のため、上記

(a)、(c)及び(d)に記載の措置に加え、次の措置をとる。

イ) 紀陽フィナンシャルグループのコンプライアンスならびにリスク管理に関する規程等について、当行及びグループ会社への浸透を図る。

ロ) 当行は、グループ会社の運営管理に関する基本的な事項として、「関連会社管理規程」を定め、グループ会社に対する適切な管理・指導等を行う。

ハ) グループ会社は、「関連会社管理規程」に基づき、必要な事項について、当行に都度協議または報告を行う。

ニ) 当行内部監査部門は、グループ会社の業務の適正を確保するとともに、当行とグループ会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、定期的にグループ会社の監査を実施する。

(f) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当行の監査役より、その職務を補助するため使用人の配置の要請があった場合には、必要な人員を速やかに配置する。

(g) 当行の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性を確保するため、次の措置をとる。

イ) 当該使用人は当行の取締役の指揮命令を受けず、当該使用人への指揮命令権は当行の監査役に属するものとする。

ロ) 当該使用人の人事考課等については当行の監査役が行い、人事異動については当行の監査役の同意を必要とする。

(h) 当行の監査役への報告に関する体制、及び当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行の監査役に報告するための体制ならびに、当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制整備のため、次の措置をとる。

イ) 当行及びグループ会社の役員は、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当行の監査役に対して当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとする。

ロ) 当行及びグループ会社の役員は、当行の監査役から担当部門の業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。

ハ) 「監査役又は監査役会に対する報告に関する規程」において、当行及びグループ会社の役員が当行の監査役に対して直接報告できることを定めるとともに、当該報告をしたことを理由とした不利な取扱いの禁止を明記する。また、当該報告を行った者が不利益を被ることのないことを当行及びグループ会社の役員に周知徹底する。

ニ) 当行の内部通報制度の所管部署は、当行及びグループ会社の役員からの内部通報のうち重要事項を当行の監査役へ報告する。

(i) 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、当行の監査役の職務の執行に伴い生ずる費用(弁護士等の外部の専門家の費用を含む)又は債務について、監査役の請求等に従い、速やかに適切な処理を行う。

(j) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制整備のため、次の措置をとる。

イ) 当行の役員は監査役監査に対する理解を深め、監査環境の整備に努める。

- ロ) 当行の監査役は定期的に取締役頭取と会合を持ち、重要課題等についての意見交換及び必要と判断される事項についての要請を行う。
- ハ) 当行の監査役は取締役会、経営会議等その他重要な会議への出席、内部監査部門・会計監査人との連携を通じ、実効的な監査業務を遂行する。
- 二) 当行の監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等の外部の専門家の助言を受けることができる。

(2) 内部統制システムの構築の整備状況

金融機関として、健全な業務運営の礎である、コンプライアンス体制・リスク管理体制の強化については、従来、経営の最優先課題として取り組んでおり、上記内部統制システムの構築に記載している組織体制・ルール(規程)等については、既に体制整備されております。今後は、その実効性の確保、より高度な管理体制の構築に向けて、不断の努力を行ってまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・反社会的な勢力に対しては、紀陽フィナンシャルグループ行動憲章において、「地域社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底します」と定めております。
- ・紀陽フィナンシャルグループの全役職員には、上記の行動憲章にもとづき、反社会的勢力に対しては、関係当局とも連携しながら毅然とした態度で臨み、統括部署をもうけ、情報管理の一元管理や各部署への指導を行ってまいります。
- ・上記の「紀陽フィナンシャルグループ行動憲章」は当行ホームページに掲載しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

<適時開示体制の概要>

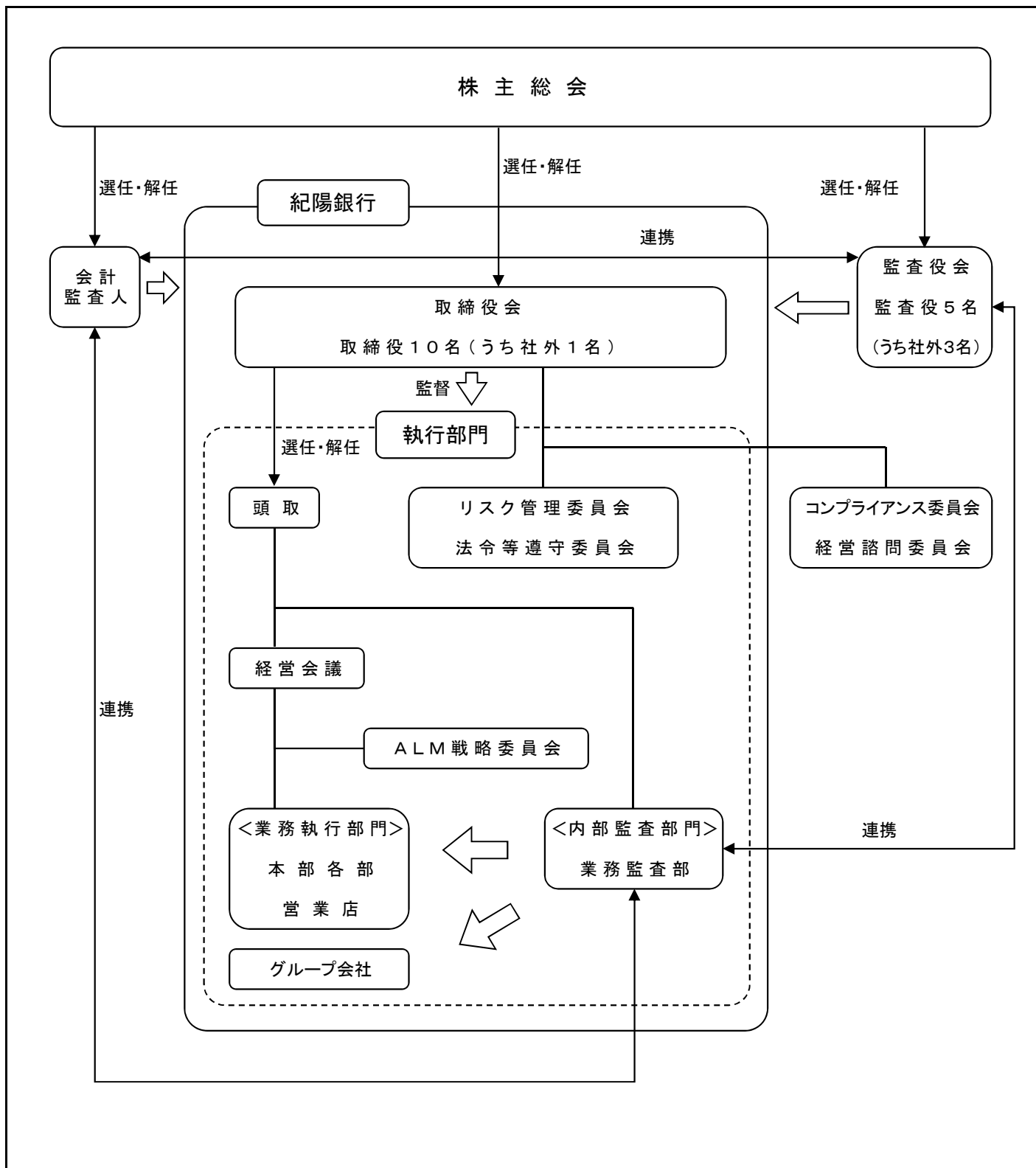
(1) 当行では、会社情報の適時開示に係る担当部署を以下の通りとし、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底しております。

- ・情報取扱責任者
経営企画部担当役員が担当し、情報の重要性の判断、適時開示規則に定められた適時開示情報に該当するか否かの検討、開示までの情報の管理、適時開示実務の監視・チェック等を行います。
- ・経営企画部(企画・ALM担当及び主計担当)
当行ならびにグループ各社における情報の集約・管理及び会社情報の適時開示に係る実務を担当します。また、適時開示規則の改定などに常に留意しつつ、開示基準の変更や適時開示規則の改定などが有り次第、速やかに情報取扱責任者への報告及びグループ各社への周知徹底を行います。なお、適時開示を行うかどうかの判断等を情報取扱責任者が行う場合の補佐も行います。
- ・リスク統括部(法務・コンプライアンス担当)
法務面及びコンプライアンス体制の統括等を行っており、リーガルチェックなどを行います。

(2) 当行ならびにグループ各社における会社情報について適時開示を行います。

- ・決算情報
取締役会等の承認を得て確定したのち、適時開示を行っております。(情報取扱責任者は適正に開示されているかをチェックします。)なお、決算情報については、適時開示を行うとともに、遅滞なく当行のホームページに掲載しております。
- ・決定事項
起案部署は、取締役会等に付議する案件につき、経営企画部が作成した適時開示基準を基に「情報の重要性の判断」、「適時開示規則に定められた適時開示情報に該当するか否かの検討」、「開示までの情報の管理」などを、事前に経営企画部ならびにリスク統括部と協議し、経営企画部は、情報取扱責任者の了解を得て、その取扱についての方針を決定します。
取締役会等の承認により付議内容が確定したのち、経営企画部より、速やかに適時開示を行い、情報取扱責任者は適切に開示されているかをチェックします。
- ・発生事実
各所轄部署は、入手した情報につき、経営企画部が作成した適時開示基準を基に、「情報の重要性の判断」、「適時開示規則に定められた適時開示情報に該当するか否かの検討」、「開示までの情報の管理」などを、経営企画部ならびにリスク統括部と協議し、経営企画部は、情報取扱責任者の了解を得て、その取扱についての方針を決定します。
決定後、経営企画部より、速やかに適時開示を行い、情報取扱責任者は適切に開示されているかをチェックします。なお、重要性が高いと判断される事案については、適時開示を行うとともに、遅滞なく当行のホームページに掲載するとともに、適宜記者会見なども行っております。

【コーポレートガバナンス体制】



【会社情報の適時開示に係る体制】

